

開催日時：令和 2 年 10 月 16 日（金） 12：56～17：28

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 1：病児保育事業における職員配置要件の緩和（内閣府、厚生労働省）>

（高橋部会長）病児保育事業は事業運営が難しいと事業者からアンケートで寄せられている中、2 次回答では自治体が独自に補助金を出せば良いということだが、条件が厳しい自治体では補助金を出すというのは非常に難しいと思うが、そういう現状についてどのように評価しているのか。

（厚生労働省）自治体が独自のルールで補助することは差し支えないというのは冷たい言い方ではあったが、この病児保育の事業形態は 3 つあり、今申し上げたように、地域のニーズや保護者のニーズに応えるため、子供の具合が多少悪くても保育所で預かり、保護者が安心して仕事や用事を済ませられるようにということが始まった事業である。その際、子供を安心して預けるといって一定の条件はどうしても必要だと思っている。病児・病後児対応型であれば医療機関に併設されたスペースで行っていることが多く、必ずしも職員がいなくても、誰か医療従事者がそばにいるということを考慮し、駆けつけられれば良いという緩和もしてきた。一方、体調不良児対応型に関しては、健常児が急に熱を出すなど状態が急変する場合の対応となるので、看護師でない者でも適切に対応できると言われても、保護者は安心できない。そのため看護師を常駐にせざるを得ず、これまでも実態に応じながら緩和はしてきたが、駆け付けによる対応を認めるということは困難と考えている。

（高橋部会長）少子化社会対策大綱でも病児保育事業は非常に重要としている一方で、話を聞いていると看護師の常駐というのはかなりハードルが高い要件で、結局この事業は実施できないという話になりかねない。これまでも緩和措置を講じてきたという話だが、いま一つの緩和を検討していただくために調査をしていただきたいと思うがいかがか。

（厚生労働省）自治体の状況もよく分かるが、体調不良児対応型においては、これまでも配置要件について、看護師を従前 2 名としていたところを平成 27 年度から最低 1 名としているが、常駐をやめるかどうかというところは議論が必要と思っている。病児・病後児対応型については、医療機関の中に併設スペースがあってすぐに看護師が駆け付けられ、また、体調不良児対応型とは異なり医師のアセスメントが一回入っているということがあるが、体調不良児対応型において駆け付け要件を認めた場合に、離れたところから駆けつけてきた看護師にしっかり初期対応ができたか責任を問うのは大変酷な話なので、健常児の時から具合が急変するまでの過程をずっと見ていただく重要性という観点から看護師の常駐はどうしても譲れないと考えている。これまでも人数を減らすなど可能な緩和はしているが、厚労省としては、体調不良児対応型の目的としてそこに意味があると考えている。

（高橋部会長）体調不良児対応型は看護師の常駐が求められていて、普段体調不良の子供が発生しない時には看護師として日常的な保健対応等の仕事をしていると思うが、それにより必ずしも常駐しなければいけないという話ではないと思う。体調不良児が発生した際に対応するために本当に常駐している必要があるのか私としては疑問である。一方で、初期対応が重要だという話だが、これは駆け付けと言ってもいろいろな条件があって、少し具合が悪くなったらすぐ来てもらい、快復したらまた戻ってもらって、本当に悪くなったらまた来てもら

うといったように病院併設型と同じような形で緊密な連携があれば、必ずしも常駐要件は要らないのではないかと素人的には思うがいかがか。

(厚生労働省) 個人的に医療の現場をこれまでも経験してきているが、病児対応や病後児対応というのは、もともと病気があって病院にかかっている子供が、保育所に行っても大丈夫と医者からアセスメントをもらっていて、医者からこういうところにケアをするようにと指示を受けた子供を保育所等で預かる形になる。したがって、医療的に大体どういうことが起こりそうで、どういう病気でどういうトリートメントが必要でということ引き継がれた上で保護者の了解を得て、保育所等で預かるということになっている。この病児対応型は、全体の4分の3程度は医療機関の併設スペースで行われている。一方、体調不良児対応型は、保育所で行っていることが多い。駆け付け対応でもいいかということに関しては、駆け付け対応でも問題がないケースもあると思うが、子供の状態変化は早いので、それはどれぐらいの時間かということまで要件に定めるかはさておき、状態が悪くなかった時からの一連の経過というものは、どの病気でもとても重要になってくるので、熱が出たり、呼吸がおかしくなったりしてから看護師が呼ばれてそこから措置するというのは難しいと思う。例えば医療機関につなぐときにも、発症とその後の経過が分からないというのは、診断や初期の対応に影響してくる。体調不良児対応型はそういう意味合いの事業なので、駆け付けられればいい、救急措置をしてくれればいいという事業を考えているのであれば、それは自治体独自でしていただくということになる。この事業の趣旨として、経過をずっと見ていただくというところに重きを置いているものなので、そういう建付けになっている。

(大橋部会長代理) 病児・病後児対応型についてだが、病児・病後児対応型を利用するのは既に医者にかかっておりケア方法等について指示を受けている子供であることに鑑みると、補助者であっても発症してからの経緯等を把握した上で対応することも可能ではないか。保育士でなければメンタル面でのケア等ができないということも理由に、保育士の配置を必須とすることについては素朴に疑問に思った。他方で、過去の少子化社会対策大綱では目標値150万人という数字が出ている中で、まだ達成値が3分の2という状況がある。こういう事業が拡大しないと、結局安心して親は預けられずに、就業機会を失うことになる。病児保育事業がなくても保育所で預かっている子供が病気になるということはあるわけで、現状よりもさらに病児保育の対応を進めるという観点からすると、やはり量がまだ十分に拡大していないのではないか。病児保育事業が量的に不足している中で、保育士でなければならないということが、本当に病児・病後児対応型において本質的な部分なのか。今、私が申し上げたような量的な面でのデメリットは相当看過できない状況にあると思うので、質だけの問題とするのではなく、補助者についての条件を設けるなど、少しでもこの事業の規模拡大を進めるための方策をお考えにならないのか。

(厚生労働省) 確かに量的拡大ということが喫緊の課題であって、あまり高い目標、趣旨を申し上げていて進まないのではないかとというのは御指摘のとおり。今は利用児童10人に対して看護師1人、保育士も利用児童3人に対して1人と、通常の保育所の0~1歳に対する要件と同程度のものを求めている。これは通常の保育所でもそれだけの手当をしているので、あえて病後児だからといって補助者でよいとするという理屈が立たないところでもある。一方で、御指摘のように事業が拡大しなかつたらもっと困るということはそのとおりで、子供が病気でも預けたい保護者の方が多くいることも承知している。自治体から提案があるということは、保育所はきちんと対応できると言っているのだと理解はするので、例えば実態がどうなっているか、現場の状況を調べるといことは行いたい。病児・病後児保育に限らないが、障害者の扱いがどうなっているかといった実態も広く調べたいと思っているので、その中で解決策を見つけていきたいと思う。

(大橋部会長代理) この配置要件の問題については、そういう実態の調査を丁寧にしていただくことは大事だと考える。今の説明を聞いて、理念的には一定理解はできるが、現場での現状を背景とした意見と、そちらが言っている理念とがどうもかみ合っていないまま進んでいるように感じるので、現場の実態を把握していただいて、それが本当に許容できないものなのか、もう少し許容してもよいものなのかということを検討いただきたい。今まで保育士と補助者との互換はいろいろな事業でやってきた経験もあり、まったく代替不可能な話ではないと思うので、ぜひ調べて詰めていただく必要がある。

(厚生労働省) 実態を含めて検討させていただきたい。

(高橋部会長) ぜひ調査はお願いしたい。それから、やはり駆けつけ型は必ず常駐でなければならないのか。例えば、病院内にある場合と、病院内にはスペース的に余裕がなく近くに設置した場合とで本質的な差があるのかということがあって、その辺りは少し柔軟に対応することが可能な部分もあるのではないかと検討も、

ぜひ調査の中で併せて考えていただきたい。

(厚生労働省) 体調不良児対応型については、常勤が1人いなければいけないという要件を課して、それに対し国が補助をしている。平成26年に大体500か所だったのが、5年間を経て現在1,500か所ぐらいに増えているという状況があり、要すれば、厳しい条件の中でも実施しようという保育所が3倍になっているところを、さらに要件を緩和して増やしていこうとなると、予算面で対応が非常に難しい。我々としては、常勤で配置しているところがこれだけ右肩上がりで増えていっている中で、それらに対する補助自体が予算面で厳しくなっている。先ほど自治体も予算が厳しいので国で何とかしてあげられないかという話があったが、国としても自治体に行き届かなくていいが、もともとの条件で実施する施設が右肩上がりに増えている中で、さらに要件を緩和して予算を獲得するというのが正直難しい。一方で、先ほど実態をよく調べてということをお願いしたのは、率直に申し上げますと、今、特に病児・病後児対応型は利用のされ方が大きく変わってきており、コロナでテレワークなども一気に広まり、昔の実体験で言えば子供が軽い病気になっても病児保育施設に預けるというのはあったが、現在は子供もマスクをしていて病気になる子が減っていて、さらに病気になったらテレワークをして家で面倒を見るという保護者が増えてきており、利用の形態も大きく変わってきている。その辺も含めてよく病児保育について実態を調べさせていただき、その中で御提案のところからも事情も聞かせていただいて、何ができるかというところをよく事務局とも相談しながら、検討させていただきたい。

(高橋部会長) 率直なお話をいただき感謝する。ぜひ閣議決定に向けて、事務局と調整していただきたい。事務局から何かあるか。

(末永参事官) 調査の仕方についてはまた相談をしたい。体調不良児対応型についてはなかなか対応が難しいという話があったと思うが、実態を調べるということであれば、そこも含めて調査をしていただければありがたいと思うが、その辺りはあらためて調整したい。また、今、体調不良時対応型の実施箇所数が3倍になっているという話は、地域的なばらつきなどもあるのではないかとと思われるので、看護師が満たされているところは増えているが、そうではないところはどうかといったこと等も含めて調査をお願いできればと考える。

(高橋部会長) 少子化社会対策大綱で増やすとした上で、政治主導でやっている話なので、ぜひ予算も増やすということで、事務局ともよく相談、調整していただきたい。

#### <通番 26 : 社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化 (国土交通省) >

(高橋部会長) システム改修費用は補正予算をつけたのか。

(国土交通省) 本年度の予算に基づいて措置している。

(高橋部会長) 追加共同提案団体から CSV データ等のインポート機能追加に関する提案もあるが、インポート機能の追加についてはどのように考えているのか。

(国土交通省) エクスポートの機能は既に搭載されているため活用可能だが、インポートについては、システムの改修が必要なことから、今後どのように対応できるか、予算の問題を含め、検討を進めていきたい。

(高橋部会長) 当該システムは、毎年改修されているのか。

(国土交通省) 地方の皆様方の声を聞きながら、改善できるところは改善していくという姿勢で対応している。

(高橋部会長) 今年度システムを改修していただければ一番いいが、今年度は難しい場合でも、次年度検討いただきたい。

また、押印廃止については、もともとは事業者及び国民との間の話だが、地方公共団体にとっても当然の話だとは思っており、対応いただいて大変ありがたい。押印廃止については、国交省内は全て対応していただけるということでもよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 国交省が関与している省庁横断的なものについても、他府省と連携して速やかに押印廃止できるように作業していただくという理解でもよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋部会長代理) 提案団体から、国と地方を結ぶシステムであることから、システムの形成に当たっては地方の意向なども聞きながら設計をお願いしたいという意見が出ている。地方の意見も聞きながらというお話が先ほど出たが、具体的にはどのようなルートで聞き取りが行われているのか。また、今後システムを運用していく中でも修正が必要になってくると思われ、そのための国と地方の対話の場というのは必要と思うが、どのよ

うにお考えか。

(国土交通省) 例えば交付金や補助金もそうだが、常日頃やり取りがあることから、その中で要望があったことについては、随時、対応し改善に努めている。また、定期的には国と地方間での説明会等もあることにはあるが、むしろ日々のやり取りの中での運用改善が多いのが実態である。

(高橋部会長) 引き続き丁寧に日々地方の意見を吸い取っていただいて、改善に努めていただければありがたい。

#### <通番29：沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し（農林水産省）>

(高橋部会長) ほぼ提案を受け入れていただいたということで、感謝申し上げたい。スケジュール等も丁寧に説明いただき、特別申し上げることはないが、最後に説明のあった水産業の成長産業化について、例えば ICT 化やスマート漁業の導入等について議論されている中で、今回アンケート調査においてメニューの拡充を求める意見があったところ、現行制度の改善についてはどのようにお考えか。

(農林水産省) 御指摘のとおり、水産政策の改革を進めるためにこの資金を使い勝手の良い、現代に適した制度にして改革を進めるために役立てていくということであり、現状必要とされるものをきちんと調査してメニュー化するという方向で検討していきたい。

(勢一構成員) 前向きに進めていただけるということで、感謝申し上げたい。また、先ほどこれからメニューを増やす方向で検討されるということで、これも感謝申し上げたい。ICT 化やスマート漁業の導入については、新しい世代が新たな形の漁業を見つけ出していくという意味では非常に重要であり、そういう漁業者等の背中を押す意味で大切な取組だと思っている。融資をする金融機関側の目線でも、成長のポテンシャルに期待することで地域の金融の後押しをしていただけるような制度にしていただけるとありがたい。御検討のほどよろしくお願ひしたい。

(農林水産省) ぜひそのような方法で進めたい。

(高橋部会長) 事務局から何かあるか。

(近藤参事官) アンケートをはじめ、制度改正について検討いただき、感謝申し上げます。

今回転貸融資方式を選択肢に加えるということだが、現在、直貸による貸付けがあまり行われておらず、各県の基金の余剰分を活用いただくことを想定されているものと理解している。必要に応じて検討していくこととは思うが、転貸融資方式の導入に合わせて、都道府県に補助金を追加交付する考えがあるのかお伺ひしたい。

(農林水産省) 今回の見直しは事業実施主体である都道府県の要請を受けて、地域の実情に応じて都道府県が主体的な対応によって貸付方法を選択できる制度とする趣旨で行うものであり、基本的には都道府県が主体的に検討いただきたいと考えている。

(近藤参事官) 承知した。

(高橋部会長) 引き続き事務局と今後の作業についてはよく調整いただきたい。

#### <通番24：不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止（国土交通省）>

(伊藤構成員) 提案の方向で御対応いただけるということで、ありがたい。少し細かい点で確認だが、14 ページの都道府県における供覧の義務付けを廃止するという方針だが、これは供覧の事務自体を廃止するということではなく、義務付けを廃止するということか。

(国土交通省) そうだ。今、組立てとしては法定受託事務になっており、それを外すということで、もちろん都道府県が自主的に供覧したいということであれば、我々としても資料を送るなどの支援をすることになろうかと思う。

(大橋部会長代理) 今の質問の続きだが、そうすると、具体的には、新しい制度の下では供覧というのは地方整備局で見られるという形で整理するのか。

(国土交通省) そうだ。法律上は、原則は地方整備局で見られるという整理にしたいと思う。

(高橋部会長) では、そういう方向でぜひ御検討いただきたい。事務局はそれでよいか。

(近藤参事官) 御検討いただき、ありがたい。1点だけ確認だが、二次回答で経由事務については分権一括法により廃止するとされていた。供覧事務も廃止することを今回の資料で御説明いただいたが、供覧事務も経由事務と同じタイミングで廃止するという理解でよいか。

(国土交通省) そう御理解いただければと思う。

(近藤参事官) ありがとうございます。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。それでは、そのような方向で引き続きよろしく願います。

#### <通番 11：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 小規模の概念をきちんと示せば、基本的にむやみな規模拡大にはつながらないと考えるが、その点については議論していただいたのか。

(厚生労働省) 10月9日の社会保障審議会介護給付費分科会（以下、「分科会」という。）において、24ページ以降の資料に沿い御説明させていただいた。その中で地方分権の皆様方から御提案いただいていること、27ページ、28ページ、29ページで具体的に地方からいただいた御提案そのものもお示ししたところである。30ページには、参酌すべき基準、標準、従うべき基準の法的な効果、31ページで地方分権一括法における整理もお示しした。34ページでは令和元年の御提案について、具体的に過疎地域その他の地域であって、地域の実情によって事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、一定期間、例えば、介護保険事業計画に合わせて3年間に限って、報酬を減算しないということを検討してはどうかということや看護小規模多機能型居宅介護も同様にしてはどうかという具体的な提案もして議論いただいた。

さらに、34ページの(2)にあるように、定員を従うべき基準から見直すことについて、地方分権改革の有識者の皆様からいただいている意見についても、具体的にお示しした上で議論をいただいたところである。事務局としては、丁寧に皆様方あるいは地方の御提案、趣旨、過去の経緯も含めて提示し、説明して議論いただいたものと認識しており、今後も引き続き議論していただく予定である。

(高橋部会長) 議論の経緯については承知した。

その上で、看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた事業であるにも関わらず標準となっている。訪問看護が加わっているのに標準なのであれば、小規模多機能型居宅介護についても標準とすることに何ら問題はないのではないのか。

(厚生労働省) 経緯を申し上げますと、定員基準については、平成21年の地方分権改革推進計画、あるいは平成23年の地方分権一括法によって原則は標準とされた。一方で、小規模多機能型居宅介護については、例外的に従うべき基準と整理された。看護小規模多機能型居宅介護はこの議論の当時創設されておらず、平成24年から制度が始まったところ、定員基準の原則に従って標準とされた経緯である。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護が付いた看護小規模多機能型居宅介護の性質は、そうはいつでも性質としては医療的なサービスがオンしているので、性格が一緒かどうかということ、それは違ったサービスが乗っているということである。31ページからは、平成23年の地方分権一括法の成立公布に伴う基準省令について、当時の分科会に示した資料を掲載しているが、33ページで10月9日に開催した分科会において、(事務局注)という注をつけて、平成24年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護の定員は標準であるということも明示した上で議論いただいているところである。私どもとしては、先生方あるいは都道府県の皆様の御提案、これまでの議論といったもの、一方で、分科会における整理あるいは議論の経緯を丁寧に説明し、資料としてもお示して議論をいただいているところである。

(高橋部会長) 看護小規模多機能型居宅介護は、平成24年に創設されてもう6年も経過している。かなりの月日が経っているのに何ら問題がないということは、小規模多機能型居宅介護についても基本的に標準にしても問題がないという話だと考える。マテリアルを非常に丁寧に御説明いただいたということはよく分かるが、厚生労働省の事務局から論点の出し方として、看護小規模多機能型居宅介護について問題があるのならともかく、そうでないのであれば、標準としてよいのではないかという問題提起をすべきと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 分科会はこの点だけではなく、今年が介護報酬の見直しの時期になっているので多々論点がある。何かの論点だけ先取りするということではできないが、丁寧に議論はしていきたい。部会長から御指摘があった看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の違いは、夏のときにも御指摘いただいた。我々も真摯に受け止めてきちんと説明をして、看護小規模多機能型居宅介護は標準であることによる支障があるのかというようなことも含め、地方から分権提案が出てきているので、そうしたことを委員にも理解していただいた上で審議を進めていきたい、深めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 他の論点も含めていつまでに方向性を取りまとめるのか。

(厚生労働省) 審議中であるため、事務局として申し上げることは適当ではないが、毎回の例であれば12月末ぐらいに方向性の取りまとめがなされるのが通常であると考えている。

(高橋部会長) 令和3年は介護報酬の標準改定なので、改定を実施する場合にはある程度の余裕を持って決める必要がある。期限は決まっている話なので、お伝えした内容で明確な方向性を出していただきたい。要するに、総合的に勘案しつつも、この論点についてはそういう方向で出していきたいが、いかがか。

(厚生労働省) いただいた御意見はもちろん分科会にも十分にお伝えしたい。有識者の先生方によって議論が進むことになるので、私どもとしては様々な論点をきちんと整理して、お出しすることがまずは重要だと考えている。本日、部会長からいただいた御意見もしっかりとお伝えして分科会で議論いただきたいと考える。

(大橋部会長代理) 小規模多機能型居宅介護については、地方公共団体から繰り返し提案が出てきている。現場のニーズは非常にあって必要性も高いにも関わらず、定員の基準が厳しいことで収支は赤字であるという実態との乖離が突きつけられている。他方で、看護小規模多機能型居宅介護は同じような機能のサービスであるにも関わらず、定員の基準が緩やかであるため問題なく推移している。

こういう2つのモデルが提示されているのだとすると、次に考えられるのは、問題になっている小規模多機能型居宅介護の定員についても、少なくとも従うべき基準というところから見直すことではないか。そういう具体的な論点を分科会に提示していただくということが必要と考える。広く白地から議論するというよりは、この問題については非常に具体的な形で論点が出ているので、それぐらい具体的な形で検討していただきたい。

(厚生労働省) 夏のヒアリングを踏まえて、分科会で2回議論してきたところである。当然、第3ラウンドがあるので、今日の御意見も踏まえてもう少しきちんと深掘りして、論点ももう少しにじみ出すような形でやっていきたいと考えている。基準については、看護小規模多機能型居宅介護は標準であることや条例委任する場合の基準として、参酌すべき基準、標準、従うべき基準と3種類あって、それぞれの性格についても説明したところであるので、当然、前回よりは深い議論を行わなくてははいけない。きちんと今日の御意見も踏まえて結論が出るように進めていきたいと考えている。

(大橋部会長代理) この2つの資料にもう一つ併せて、小規模多機能型居宅介護はこの表でいう標準とか参酌でまずいのでしょうかと、先の論点のときに聞いていただきたい。

(厚生労働省) 今日の御意見を踏まえて、資料のほうも検討していきたい。

(高橋部会長) 有識者の御意見を踏まえることは当然だが、厚生労働省としての意見を出す時期だと考える。我々の話をぜひ踏まえて、そういう方向で、12月までに明確な方向を出していただきたいと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 小規模多機能型居宅介護だけでなく、訪問介護から施設系まで様々な論点が膨大にある中で、来年度からの報酬改定について一つ一つ議論いただいているところである。様々な御意見や論点があることをきちんと事務局として出した上で議論が収斂していく。通例であれば12月後半に取りまとめがなされると想定されるが、それに向けて本件も含めて収斂ができるように我々としても努力はしていきたい。

(高橋部会長) 我々として申し上げることは明確で、なぜ看護小規模多機能型居宅介護が標準なのに、小規模多機能型居宅介護は従うべき基準なのかということである。分権の観点からも明らかにおかしいということで、そこをぜひ踏まえて議論していただければありがたい。

## <通番12：訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 現在の状況に配慮したアンケートを行っていただき感謝申し上げます。かなり実情が明らかになったのではないかと思います。限定的なサンプルだとは思いますが、休廃止を迫られている事業者が非常に多いという現状があるため、介護給付費分科会における事務局としての問題提起をぜひ御検討いただきたい。

(厚生労働省) 全体として訪問看護ステーションの数が毎年数百増えている状況は把握していたが、2.5人の基準を満たさなくなったことにより休廃止に至っている事業所の現状が今回の調査で明らかになった。こういう状況を踏まえて、既にある居宅介護サービスの特例をもっと使いやすくするような工夫ができないかと考えている。実質的には2.5を割ることもできるような柔軟な制度運用とすることも検討したい。自治体の意向を踏まえないといけない一方で、介護保険料に影響することでもあるので、総合的な検討が必要だが、なるべく使いやすくするような方向で検討していきたい。

(大橋部会長代理) 特例居宅介護サービス費については、自治体のほうから見たら、どのような要件の下にこれが使えるのかということが明確になっておらず、国のほうの裁量があまりに大きくて不透明だと使えないとい

うことがあると思う。また、過疎山村以外のところでも休廃止しているところがある可能性もある。特例居宅介護サービス費を活用できる場合の要件について、きちんと明確に基準を出していただき、地方の側が「自分のところは使えるんだ」と自信を持って相談に行けるような仕組みにしていだきたい。それから、今まで特別地域訪問看護加算の対象地域と組み合わせていたというのも、それが本当に合理的な運用なのかどうか分からないので、再検討を行い、よりサービスが充実するような要件設定をしていただきたい。

(厚生労働省) 御指摘のとおり、現状は、サービスにコストがかかる特別地域加算がつく地域と、市町村がサービスを確保しにくいとため基準を緩和してよいという特例居宅介護サービス費の地域が同じになっている。告示を2つ定めているにもかかわらず同じ地域を引用しているという不思議な構図であるため、例えばそれらを切り分けることや、特例居宅サービス費を使いやすくする観点から例示を示すことにより、要望に応じていきたい。

(高橋部会長) 制度の使い方について、活用の方法を改善した上で、きちんと市町村に周知することもお願いしたい。

(厚生労働省) そこは丁寧に周知してまいりたい。

(高橋部会長) 検討の方向性としては、これだけの実情があるので、何らか基準を緩和する方向でまずお願いしたいが、その上で、当面の措置として、それと並行してぜひ特例居宅介護サービス費での対応を御検討いただきたい。これは年末までにめり張りをつけてやってもらうということでもよろしいか。

(厚生労働省) 制度的には「更なる検討状況」の3つ目にあるようなことを検討し、年末までに方向性はきちんと出したい。また、自治体がそれを踏まえて実際に手を挙げてくるかどうかということもあるので、きちんと枠組みを示し、自治体に周知して、手を挙げていただきたいと思っている。

(水本参事官) 後ほど事務局に教えていただくのでもよいが、170や200という休廃止の件数が、いわゆる過疎地域など、特例居宅介護サービス費の対象になるようなところなのか、それとも、都市部でもかなり休廃止が起きているのか、それによってもこの対応は変わってくると考えられるため、御教示いただければと思う。

(厚生労働省) 現状は速報値であるため、もう少し分析を進めて、事務的にきちんと提示したい。

(宮地室長) 提案団体も、過疎地域以外でも休廃止が危惧されることから、「従うべき基準」を参酌化してほしいと言っている。今の特例の話は、基本的には条件不利地域に限定されていて、なおかつ過疎地域についてはさらに限定されているということなので、ある程度広げたり、他の制度との抱き合わせを解消したりすることによって相当程度は改善されると思われるが、休廃止している事業者がどういうエリアで発生しており、どの程度特例居宅介護サービス費の見直しで救えるのかを明らかにする必要がある。介護報酬改定が目前に迫っているため、まずは特例の手当が急務ということで、必ずしも全部セットで最終的に結論を出すことではないのかもしれないが、もともとの提案団体の趣旨としては、過疎だけではないということで「従うべき基準」の根本的な見直しを求めているので、その点についてはまた事務的によく調整させていただければと思う。

(高橋部会長) 事実が重要なので、事実の評価を踏まえて今後とも事務局とよく調整していただきたい。

(勢一構成員) これだけ2.5が満たせなくて休廃止になっているというのは大きな問題であろうと思う。地域差がどうなのかというところはやはり精査をしていただく必要がある。その上で、この2.5という基準の根拠について、平成2年のモデル事業で、当時は精査をして決めた基準かと思うが、その当時と比べると介護の需要や高齢化の状況は相当変わってきているため、これが本当に平成2年のままでいいのかどうかというところは、直感的に疑問を感じる。この辺りの検討はその後行われているのか。

(厚生労働省) 2.5の基準そのものに関する検討というのは、地方分権の提案があったときに分科会で議論したくらいで、その後何か数的根拠を持って議論したということはないはずである。一方で、モデル事業が行われた平成2年、また介護保険制度ができた平成12年以降、在宅での要介護者はどんどん増えてきており、しかも、重度化している人が増えてきている。重度者に対する医療的な措置の内容はだんだん増えてきているため、24時間体制を実現するには最低でも5人程度はいないと、休暇をとることもままならないという声がある。それなら大規模化が必要ではないかという意見もある一方で、基準を上げていくと、まさにこういう休廃止ということも起こり得るため、バランスを取らなければいけないと考えている。

(勢一構成員) 地域差も含めて対応できるような柔軟な形をめざして、御検討をお願いしたい。



### <通番 13：ICT 等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和（厚生労働省）>

>

（高橋部会長）人員基準を満たせないことで、規模の縮小とか廃業といったようなことになっていないかどうかということの現場の実情、実態は把握していただく必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

（厚生労働省）人員基準の3：1を満たせないがゆえに、規模縮小してしまったというような事例は、私どもも都道府県等と意見交換をする場などもあるが特に聞いたことはない。

（高橋部会長）聞いたかどうかではなく、実際に調査してみたことはないのか。

（厚生労働省）アンケートなどの調査をしたということはない。

（高橋部会長）実際には2.8：1という話も伺ったが、事業者としては基準なので頑張るということではないか。現場ではぎりぎりのところでやっており、実際に3：1の人員基準が原因で事業を止めてしまったという話が表に出てきていないだけかもしれない。前の訪問看護ステーションの事例でも、具体的に聞いていただいて初めてあぶり出された実情もあったので、実態を把握していただく必要があると考えるが、いかがか。

（厚生労働省）確かに、調査自体はしていないところなので、どのように把握するのか、把握の方法を検討して、何らかの措置をしたい。

（高橋部会長）ぜひ御検討いただければありがたい。

日本全体の方向が ICT 技術の活用という方向に向かっていて待ったなしの状況である。コロナウイルス等の感染症も人であれば感染するが、ロボットであれば感染を防ぐこともできる。そういった意味でも、本格的に導入するという立場で議論していただくことが重要だと考えるが、いかがか。

（厚生労働省）御指摘いただいたように、まさにこういう ICT 化の取組は介護に限らず、日本政府としてきちんと取り組んでいくべき課題である。我々も財政当局とも相談しながら、予算や報酬の面でもきちんと取り組んでいかなければいけない最重要課題だと認識している。

他方で、人員基準は3：1の人員基準のほかに、夜間の配置基準など幾つかあるので、全体をきちんとさらして、実証研究のエビデンスなども踏まえて議論をしていきたい。

（伊藤構成員）御紹介いただいた実証研究については、具体的なエビデンスは何か得られているのか。

（厚生労働省）取りまとめ中であるため数字はまだ出てきてはいないが、この議論を介護報酬の議論につなげるために、きちんと数字を出そうという目的でやっている。まさにそれが主眼の研究であり、何か定性的な調査ということではない。具体的には、インカムや見守りセンサーなど、いわゆる介護ロボットと言われているものを使ってどのような効果が出たかということをやっているの、できれば11月初旬にはきちんと分科会にも示して議論していきたいと考えている。

（高橋部会長）そのような認識であれば、エビデンスが出れば施設標準に反映させることはあり得るという理解でよいか。

（厚生労働省）もちろん、エビデンスが出て、ケアの質が変わらない状態で、そういうものを導入すると時間が減少するということがあるのであれば、そういうところは反映させていきたいと考えている。

（高橋部会長）ぜひそういう方向で御議論いただければありがたい。

単純に機械化という話ではなくて、色々機械と人を組み合わせてフレキシブルにやれば、今までにない効果が人と機械のコラボレーションで出るとい話もあると思われる。我々は単純に機械を導入して、人を減らすようにという話をしていないので、そこはそういう形でエビデンスを得てうまく世の中を変えていく方向で標準改定にも結びつけていただきたい。そういう機械的なエビデンスの処理にならないようくれぐれもお願いしたい。

（大橋部会長代理）先ほど現場の現状と実態も調べ、そちらのエビデンスやデータに基づく見直しをしていただけるということだったのでぜひお願いしたい。そのときに、日常的に接しているような場面では主務官庁の方に対して、これについて話題にするということは考えづらい。普通は基準がある以上は、何があってもそれを下回らないようにと思ってやっているような実情があると思われるので、実態調査をしていただく場合も非常に難しいとは思いますが、色々広く聞いていただいて、こういう基準があることで規模の縮小や廃業というようなことを考えたかとか、考えたことがあるかなど、意見をくみ取るような調査にさせていただくよう工夫をお願いしたい。

（高橋部会長）時間はないかもしれないが、聞き取り調査等でも構わないので、この基準が差し障っていないかどうかということの把握を市町村の負担とならない形で、訪問看護ステーションの前例もあるので、ぜひやっ



ていただきたい。

(厚生労働省) 御指摘いただきましたので、きちんと自治体の負担にならないような形で、ただ、有益な議論に資するような資料ができるようにやっていきたい。

#### <通番 40：日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化（厚生労働省）>

(高橋部会長) この調査は都道府県支部に依頼するのか。

(厚生労働省) 都道府県支部はあくまでもそこを通じてということであり、約2,300ある地区区分それぞれの実態がどうなっているかということそれぞれの地区区分に記入していただき、それを各都道府県支部で集約し、さらにそれを本部に集約するという形でアンケート調査を行うというふうに承知している。

(高橋部会長) 回収の時期などはどれくらいを考えているか。

(厚生労働省) まず地区区分で記入する期間、それから、支部で集約する期間などがあるので、その辺りを年内くらいで行った上で、最終的に日赤の本社において中身の確認、分析をするということを見ると、年度内にそれらを終わりたいというスケジュール感でいる。

(高橋部会長) 承知した。実態把握は重要だが、活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことは明らかなので、これについての対応策はどう考えているか。

(厚生労働省) 現時点でどういった具体的な方策を取るかということを決め打ちしている状況ではない。法律的な技術論からいけば、一番大きな方法として日本赤十字社法を改正するという方法も考えられし、それ以外の方法も考えられる。そこは色々な選択肢があると思っている。

ただ、どの選択肢を取るにせよ、今、調査しようとしている、日赤のそれぞれの地区区分の業務の実態がどうなっているか、金銭管理の実態がどうなっているのかといったことを、現時点では、私どもも日赤本社も把握できていないという状況なので、いかなる選択肢を取るべきかという議論も深められない。そこを調査した上で、対処の方法として漏れのないような方策を考えていきたい。

(大橋部会長代理) この調査をベースにして、例えば日本赤十字社法という法律の改正などを御検討いただくというのは分かったが、他方で、地方公共団体がこういう根拠のない金銭処理を行っている点の改善は待たないという気もする。総務省に聞きたいが、その金銭の扱いということについては、地方自治法施行規則などで手当をすることも考えられるか。赤十字社法の改正と同時なのか、赤十字社法の改正に時間がかかるようであれば、先行的に自治法の側だけでも手当するなど、そういう考えなどはあるか。

(総務省) 今、御指摘の部分は、前回も少し申し上げたかもしれないが、自治法は一般法的に書いているものなので、自治法の施行規則の中でも一般的に書ける範囲については書いているということは見取れるかと思う。逆に、各法の根拠の下に取り扱うことができるとしているものも例としてある。

今の段階では、先ほど厚生労働省から話があったように、まず実態を調べるということだとは思いますが、基本的には日本赤十字社法に書いていただくものと思っている。途中の段階でという話があったが、我々も実態が分からずにつなぎで書くということは整理として難しいため、まず実態を把握した上で、今の段階では、他の例を見ても、日本赤十字社法に書くということが馴染むと思っている。しかし、ここも相談だと思っているので、話を聞かせていただいた上で相談させていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 厚生労働省としては、年度内に結論を得るということか。

(厚生労働省) 調査をし、その結果を分析してから、本格的にどういう法令上の手当をすべきかということについての検討をしたいと考えているので、結論を年度内に出すというところまでは厳しい。

(高橋部会長) 承知した。ただ、こちらとしてもフォローアップはしなければいけない。事務局、フォローアップの仕方はどう考えるか。

(水本参事官) まだ調査票などを確認している段階なので、スケジュールも含めて相談させていただく。

(高橋部会長) 閣議決定には令和2年度中に調査をした上で法制的な検討をするというような、そういう大まかな書きぶりになるかと考えるが、その検討の結果について確認する機会というのは当然要ると思うが、それはどうするのか。次年度にフォローアップするという感じになるか。

(宮地室長) いずれにしても次年度にフォローアップをするということだが、フォローアップのやり方としては内容次第なので、定期的に我々が事務的にしっかりチェックをした上で、有識者会議専門部会合同会議に報告するというのがまず基本線である。特に法的に問題があるようなものは個別に専門部会で協議するという案件

もこれまでにあったが、その取扱いについては一定の結論、方向付けができた段階でまずは事務局と関係府省の間で議論をして、その上で取扱いを考えるとということになろうかと考える。

(高橋部会長) そういう方向でお願いすると思うので、よろしく願います。

(厚生労働省) 事務局とよく連携して対応させていただく。

(高橋部会長) とにかく実態解明が重要だということなので、しっかり解明し、結論を出していただければと思う。引き続き事務局とよく調整いただきたい。

#### <通番 34：心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し（総務省、厚生労働省）>

(厚生労働省) 現在、福祉医療機構は再保険をする立場で、地方公共団体に対し現況届とその内容を確認するため、住民票の写しの添付を求めているが、再保険事業において地方公共団体から福祉医療機構に提出する現況届について、住民票の写しの添付を省略すること等の簡素化の措置の方策を講ずることとしている。

(高橋部会長) 地方公共団体から福祉医療機構に提出している現況届への住民票の写しの添付を不要とするということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 見直しのスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 地方公共団体から福祉医療機構に提出している住民票の写しの添付を、令和3年度から不要とする。

(高橋部会長) 令和3年度ということは、地方公共団体に周知をして令和3年4月から見直すということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) そうすると今後は、地方公共団体が住民票の写しの添付を受給者等に求めないことについて、福祉医療機構としては関知しないということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) それでは、福祉医療機構法を所管する厚生労働省としても、地方公共団体が住民票の写しによって受給者の現況を確認するか否かについては地方公共団体の判断で構わないということか。

(厚生労働省) あくまで条例に基づく制度であるので。

(高橋部会長) 地方公共団体の側で住民票の写しによって受給者の現況を確認したいとなった場合において、他の地方公共団体に在住している受給者についても住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認を可能にする、ということについての所管は、総務省か、厚生省か、あるいは両省か。

(厚生労働省) 住民基本台帳法を所管しているのは総務省なので、総務省で回答すべきであり、厚生労働省は回答する立場にはないと考えている。

(高橋部会長) 総務省、いかがか。

(総務省) 地方公共団体において住民基本台帳ネットワークシステムを使用して、他の地方公共団体に在住している者の情報を取得するというのであれば、住民基本台帳法の30条の13等に規定があり、提供する事項について条例で定めることにより、その情報を他の地方公共団体が取得することが可能となっている。したがって、今回の仕組みの中で私どもが実務そのものを行っているわけではないが、一般論として回答すると、全国の地方公共団体、47都道府県で条例を定めれば、他の自治体から情報を取得することはできるようになると思う。

(高橋部会長) 住民基本台帳の制度の所管は総務省であるが、47都道府県で条例を定めるための働きかけはやはり厚生労働省からしていただければ円滑に進むと思うが、厚生労働省はそうした取組みについて協力いただけないか。

(厚生労働省) 私どもは住民基本台帳法を所管しておらず、住民基本台帳法の運用について精通していない。ただ、仮に今回の心身障害者扶養共済制度についてそうした必要性があり、総務省が主となって動くという話であれば、協力することは可能である。

(高橋部会長) 例えば、過去の療育手帳に係る分権提案でも、各地方公共団体が条例を制定して相互に利用できるようにするという点について厚生労働省が実施した経緯はあると思う。

(厚生労働省) マイナンバー法と住民基本台帳法は法律の構造上も違う。住民基本台帳法はあくまでも総務省が所管しているものである。マイナンバーと同様のことが住民基本台帳法に当てはまるということにはならない

と思う。

(高橋部会長) 総務省は、そういうことについて働きかけをしていただけるのか。

(総務省) 今回は独立行政法人福祉医療機構法において保険事業を行うという業務があり、その業務を遂行するために住民票の情報が必要ということである。そうした個々の業務を行うために住民基本台帳法が絡むからといって、全て総務省がこういった働きかけをするという立場にあるかと言われれば、そうではないと思っている。

(厚生労働省) 今の総務省の発言は間違っていると思う。あくまでも独立行政法人福祉医療機構法は福祉医療機構の業務として再保険事業を行っているだけであり、心身障害者扶養共済制度は地方公共団体の独自事業である。法制的にはあくまでもそうなっている。そして、その独自事業における情報を住民基本台帳法上で連携するという話であれば、まずは住民基本台帳法上の世界に落ち着くというのが法制上は当然の整理ということだと思う。

(高橋部会長) そうであるが、住民基本台帳ネットワークシステムを使用したいという地方公共団体があって、それを効率的に行うのであれば、47 都道府県で条例をお互いに定め合えば一番上手くいくということではないか。それについて連名で通知するとかということは無理なのか。

(厚生労働省) 確認であるが、その通知は住民基本台帳法に基づく条例の通知ということによいか。

(高橋部会長) そうであるが、間接的には厚生労働省所管で再保険事業をやっているわけである。国として再保険という形で地方公共団体が行っている扶養共済制度の安定を図るということで法律を作られているので、その円滑な運用ということと言うと、別にどこが所管かということと言わなくとも、一定の関与はしていただいてよいのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 法律論的に申し上げれば、地方公共団体が再保険事業に加入するか加入しないかは自由である。あくまでも私どもは福祉医療機構の業務として実施しているわけであって、制度そのものは自治体の条例として独自の制度になっている。これは法制上、紛れもない事実なので、そこは私どもとしては理解いただけるものだと思う。

(高橋部会長) 再保険事業に加入するか加入しないかは任意なのか。

(厚生労働省) 法制的には任意である。

(高橋部会長) 実際はどうであるか。

(厚生労働省) 過去、加入していなかった地方公共団体もある。ただ、最終的には、この再保険事業によって財政が安定するということを考えて、各地方公共団体は加入している。しかし、法制論と実体論は分けて考えなければいけない。法制論としては、あくまでも扶養共済制度は、各地方公共団体が条例で運用している制度である。

(高橋部会長) 法令上には独立行政法人福祉医療機構法にしか規定はないのか。

(厚生労働省) 然り。再保険事業の規定があるわけであって、地方公共団体の業務の規定が機構法にあるわけではない。

(高橋部会長) 再保険事業は基本的に任意で、ここに書いてあるだけということか。独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号にこういう規定があるだけで、他には一切規定がないということか。

(厚生労働省) 然り。

(多田参事官) 補足させていただくと、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 2 項に、前項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう、という規定はある。

(厚生労働省) それは地方公共団体が独自で行っているものを解説しているだけである。独立行政法人福祉医療機構法の業務規定を書く以上、解説、定義規定は必要なので、地方公共団体で独自で行われているものを解説しているだけの規定である。法制上はそういう整理である。

(高橋部会長) そうであるが、通知を出すことについて、厚生労働省としては、所掌を侵しているという認識なのか。

(厚生労働省) 私どもは住民基本台帳法に知見がないので難しいのではないかと申し上げている。まずは住民基本台帳法を所管される総務省で考えていただいたほうが良いのではないかと申し上げている。

(高橋部会長) 知見は総務省に出してもらって、一緒に通知を出してもらえないのか。

(厚生労働省) 総務省がそうされるということであれば、私どもとしても検討させていただきたいと思う。

(高橋部会長) こういった条例を規定することについての知見は総務省で出せるのではないか。

(総務省) 知見というのが何を指しているのかがよく分からない部分があるが、もちろん協力できる。ただ、繰り返しになるが、ある事務をするときに住民票の情報が必要ということで、この条例が必要なのではないかということは言えるが、使用してほしいということと言え立場ではない。つまり、私どもはこの事務について所管していないので、この事務をするために必要だと思うのであれば、この条例を制定すればよいのではないかということしか言える立場にはないので、私どもだけで通知を出すということは違うと思う。

もし総務省単体で通知を出すとなると、縦割りで恐縮であるが、私どもは福祉部局に通知を出すわけではないので、住民基本台帳ネットワークを所管している部局に出すということになると思うが、これは何なのかという話にどうしてもなる。事務の話と一緒に話をしないと、当然ながら自治体は何を言っているか分からないということになると思う。協力はもちろんさせていただきたいと思っている。

(高橋部会長) 地方公共団体の求めに応じて回答を出してもらうということでは駄目なのか。住民基本台帳ネットワークシステムを使用したいといった地方公共団体について、こういう照会があったけれども、それについて両省で回答してもらうというのは無理なのか。

(総務省) 可能である。厚生労働省と一緒に検討はできるとは思う。

(高橋部会長) 地方公共団体の照会に対して、連名で通知を発出することはできないのか。

(厚生労働省) 総務省と一緒にしていただけるという話であれば、検討させていただくことはやぶさかではない。

(高橋部会長) ぜひ、そういう方向で検討していただきたい。

(多田参事官) 追加的に申し上げると、心身障害者扶養共済制度については条例準則がある。その中で、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することによって住民票の写しの添付を省略できるという規定が一部あるが、その部分を今回、例えば県外在住の方々に関しても新たにそういう条例を定めることで住民票の写しの添付を省略できるということを条例準則などに盛り込むというようなことも考えられるのではないかと思う。

(高橋部会長) 条例準則は誰が作成しているのか。

(多田参事官) 厚生労働省で作成している。

(厚生労働省) 条例準則の何条を言っているのか。私の手元の条例準則にはその条文がない。

(多田参事官) 条例施行規則準則である。

(高橋部会長) 厚生労働省が条例施行規則準則を作成しているのか。

(厚生労働省) 施行規則準則に書いてあるのは、この限りではない、と書いてあるだけの話であって、住民基本台帳法上の世界を書いてあるわけではないので、私どもが単独で背負う話ではないと思う。

(高橋部会長) 両省でうまく協力していただけるよう、事務局でよく調整してほしい、総務省と厚生労働省の連名で通知を出せるようお願いしたい。

(厚生労働省) 最後に1つだけ申し上げたい。今日、直前にこの話を事務局からいただいた。私どもは事務局とこれまで色々お話をさせていただいて、私も1週間ぐらい前からかなり勉強していた。事務局も直前にこういうことを私どもに伝えていただくのではなく、段取りよく仕事を進めていただけたらと思っている。そうでないと、私どもとしても対応に準備ができないので、先程も申し上げたように、条例準則のどこに書いてあるかということは今この場でも言われても、直前に電話をいただいて言われても対応できないので、そこはしっかりと事務局の方で調整をしていただくようお願いしたい。

(高橋部会長) 承知した。それでは、連名で通知が発出できるように、両省でうまく知恵を出していただくようお願いしたい。厚生労働省にもその点は協力をお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

## <通番9：障害児通所給付決定における有効期間の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 項目数でかなりの変動があったという児童は必ずしも多くなかったという認識でいたが、貴省では、変動があったという認識なのか。再度、調査結果についてご説明いただきたい。

(厚生労働省) 平成30年から平成31年の4月1日にかけて変化した人、平成31年から令和2年の4月1日にかけて変化した人のトータルを見ると、115人のうち未就学児については100人、就学児については97人、それぞれ87%、84%の変化があったというデータになる。

(高橋部会長) 給付決定の基準は、非常に大まかであり、5領域11項目のうち、1項目に変化があっても、給付

決定の内容に跳ね返るといってもないと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 基本的に障害児の重症度は、例えば、5領域11項目の調査結果において、入浴や排泄、食事ができない状況が変わるといっても、当然通所給付の支給量が変わってくる。これを勘案しながら市町村は適切な支給量を決定するため、5領域11項目における状況の変化は非常に重要なものである。例えば、障害児の重症度が重くなっているのであれば、支給量を増やさないといけぬ。逆に軽くなっているのにもかかわらず、そのままの支給量で出せば給付が適切に行われていないことになる。今回の実態調査の結果において、児童の状態像にこれほど変化があったことは、重く受け止めた上で、変化が小さいケースも指摘を受けているため、審議会において議論する必要があると考えている。

(高橋部会長) 支給量は、例えば時間数が小刻みに変わるということか。

(厚生労働省) 影響する支給量の日数が変わる。例えば最大で月に23日あったとして、10日がいいのか12日がいいのかは給付決定を行う市町村の判断によって変わる。5領域11項目の調査に基づき、当該障害児に対して10日の給付決定を行うのか、15日にするのか、23日にするのか支給量が変わってくる。

(高橋部会長) だから、23段階あるということか。

(厚生労働省) 然り。

(伊藤構成員) 資料63ページの集計結果の読み方について、説明があったとおり、1年間で変わったものと2年間で変わったものを合計したと伺ったが、その内訳は示していただけなのか。

また、変わったという評価は、58ページに11項目あるが、1項目でも変われば、変わったと評価しているということか。

(厚生労働省) 1項目でも変わっていれば、変わったと捉えている。また、1年ごとの区分けは追って資料を提出させていただく。

(伊藤構成員) 1項目だけでも変わったものを合わせても、それが実際にどのぐらいの状態の変化と言える評価は、どのように理解したらよろしいか。

(厚生労働省) 利用しているサービスは、児童の状態を見て、変化した1項目が非常に重要な項目であれば、当然、その児童の発達状態に応じて最適なものを決めないといけぬため、最終的に市町村の判断のケース・バイ・ケースになるところがあると考えている。

(伊藤構成員) これから検討いただく際には、単純にこれだけ変わって87%、84%ということではなくて、その内訳やどのぐらいの重要度の変化であるかということもきちんと評価していただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 障害の度合いの変化が支給量に跳ね返るかどうかが重要なため、実際に跳ね返る可能性があった変化かは、専門的な知見から評価いただければありがたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) それを踏まえて、年内にきちんと議論していただいて結論を得ていただくということか。

(厚生労働省) 然り

(高橋部会長) 他はいかがか。

(末永参事官) 対応方針は年内となっているため、スケジュールは厳しいが、よろしく願いたい。

(厚生労働省) 了解した。

## <通番 21：農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し（農林水産省）>

農林水産省から以下の通り説明があった。※農林水産省の説明において、配布資料に記載されていない内容の説明があったため、当該発言を一部抜粋

(農林水産省) (農地利用最適化推進委員の定数基準に関する) 調査結果を総括すると、地理的要因により支障が生じていると回答した農業委員会は推進委員を設置している1,355委員会のうち53委員会であり、決して多くはなかったが、それぞれ地域の事情を踏まえて農業委員会に委ねられた業務の中でも重要な農地利用の最適化の活動をする上で、ぜひとも加配をとという意見なので、この要望をしっかりと汲み取りたい。提案団体からは参酌すべき基準にできないかという要望だったが、これまでの政令の積み重ねの議論との関係で難しいところ

もあり、提案団体その他今回の調査において支障が生じていると答えた53委員会について、それぞれの要望をしっかりとカバーできる形での政令改正に着手したい。農業委員会に関することであるため、関係団体と今後何らかのすり合わせは必要かと思うが、どのような基準でどこまでさらなる定数基準の上限の緩和をすればいいのかということについて53委員会にファクトファインディングをさせていただいた上で、それを政令に落とし込んで、改選に間に合うように手当をしまいたいと考えている。

説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

(高橋部会長) 二次回答は、市町村長が認めた場合に限り推進委員の定数基準を見直すとのことであったが、この回答は維持されるということか。

(農林水産省) 二次回答で申し上げたことを基本に補足説明をさせていただいた。

(高橋部会長) 市町村長が認めた場合に限り見直すということは、まさに参酌基準化ではないのか。

(農林水産省) 参酌基準化というか、定数の基準について、前回御指摘をいただいたとおり、最初の制度設計の際のファクトファインディングにおいて全国の平均値を取ったことで支障が生じているとのことだったので、要望にしっかりと耳を傾けて、地域事情があるところについては市町村長の判断によって特認的な条件化ができるような形で政令の書き方を工夫してまいりたいということ。

(高橋部会長) 市町村長の判断により別の基準を定めることができる、これがまさに参酌すべき基準ではないのか。

(農林水産省) 行政法的な講釈基準はわからないが、今の定数基準の書き方について現場の要望を踏まえらるるような形の手当をするという方針を整理した。

(高橋部会長) 行政的な話ではなく、条例委任について参酌すべき基準か標準か従うべき基準かということは既に確立しており、それに当てはまらない。

(農林水産省) そこは承知した上で申し上げている。この定数基準については従うべき基準であるが、これまで相当議論をして今の法律をつくった上で、農業委員会系統とも議論をして政令も策定している。従うべき基準とすることについては、それまでもあった農業委員会の機能の一部をスピノフする形で推進委員を設けたという関係性も踏まえた考え方でこれまでも整理してきた。そこをまたゼロから見直すとなるとまたいろいろな議論もあり時間もかかるので、しっかりと提案団体のニーズに応えられるような形の政令改正で答えを出させていただいたということ。

(高橋部会長) 農業委員は従うべき基準なのか。

(農林水産省) 従うべき基準である。

(大橋部会長代理) 今回、市町村長が特別に認めた場合には基準を見直すことができることを実質的な内容として、政令できちんと規定することまで約束できた。着地点は同じ思いであるが、この成果をどう呼ぶかというときに、高橋部会長から、これまでの地方分権の世界では、ここまで実質的に緩和したものは従うべき基準ではなく参酌すべき基準と呼ぶのではないかと御指摘があった。標準、従うべき基準、参酌すべき基準という3つの基準の類型において、中身に立ち入って自治体が判断できるというものは参酌すべき基準ではないのかということ。最後のレットルの話は課題として残っているが、中身については了解した。

(農林水産省) この政令をつくるときも、地方公共団体のことはもちろん、農業委員会に期待される役割、これまでの農業委員会が担ってきた制度の成り行きなども踏まえながら議論し、定数の基準を規定してきた。提案団体からの要望は、今の基準は地域の実情に即していない部分があり、参酌基準化を求めるということだが、その前段の本旨は、地域の実情に応じて弾力的に定めることを可能としてほしいということなので、この提案団体が求めている内容にはお応えしたつもりであり、やり方は任せていただきたい。アウトプットの書き方については、参酌基準化と書いてしまうと、これだったら何とか着地できると想定する政令との関係で齟齬が生じてしまうので、なかなかハードルが高くなると思う。例えば弾力化というような形でプレイアップしていただくということも考えられ、実質的には同じ方向を向いて着地点にたどり着いたつもりなので、そのワーディングについてはまた事務局と十分に議論させていただきたい。

(高橋部会長) 従うべき基準を維持せざるを得ない根拠は、農業委員会の機能を整理した経緯の中で農業委員の定数を従うべき基準としているためか。

(農林水産省) 主な理由はそういうことだと思う。ただ、政令の規定をこれから調整をしていかなければならな

いが、今、100で割った数という形でかなりリジッドなグリップをはめている部分について、まさに地域の実情に応じた弾力化ができるように、例えば、ただし書きなどで工夫をしていきたいと思っている。そういう政令のワーディングをする以上、参酌すべき基準ということについては、出来上がる条文との関係での評価として言葉の適切性は欠くと思う。

(高橋部会長) この制度を立ち上げるとき、従うべき基準にしなければいけないという議論の根拠は何だったのか。

(農林水産省) 根拠については先ほど申し上げたようなことが実質的な内容だったと思う。ただ、行政委員会あるいはそれに類した民生委員等の定数基準の在り方についての国から地方自治体への関与について、総務省を中心に従うべき基準、参酌すべき基準等の振り分けについてこれまで様々な議論が行われてきた中でも、平成28年改正時に政令も含めて政府の中で法令協議をかけたが、特に今の規定について、それはおかしい、参酌すべき基準にすべきだというような形での議論はなかったと認識している。

(高橋部会長) ただ、民生委員は第3次一括法で従うべき基準から参酌すべき基準に変わった典型例。交付金について心配なのかもしれないが、予算補助の基準と定数基準の考え方をリンクさせる必要はなく、特段問題はないのではないのか。

(農林水産省) 前回の8月のヒアリングの中でそういう話もあり、現行の政令の基準を超える部分について、例えば自治体単独経費で持たれるならば、予算上のキャップという制約を離れた議論になると思う。

先ほどから申ししているとおり、議論した上で様々な方面と調整をして現行の政令の規定が成り立っており、今回の提案を受け止めて地域の実情に対応できるように見直すとする、これまでの整理との関係で最も円滑に着地点を見いだせる方法は、二次回答に書かせていただいたラインの趣旨が盛り込めるような条文をただし書き等で盛り込むことだと思う。そこは定数基準の弾力化ということが、私どもがやろうとしていることについて一番素直なカテゴライズなのではないかなと思っている。

(高橋部会長) 引き続き事務局を通じて調整したいと思うが、どのような基準にされるおつもりか。

(農林水産省) 資料の64ページの53委員会を中心に、改めて具体的にどれぐらいまでさらに加配があれば活動を十全にやれるのかといった、さらに踏み込んだファクトファインディングをしてみたいと思う。

提案団体は、現行7人であるところさらに3人ぐらい加配できれば、必要と思える活動をカバーできるというお答えであったが、他の追加共同提案団体、あるいは他の52委員会はまた別途の考えを持っている可能性もあると思われる。今回提案団体なり追加共同提案団体が掲げてこられたような様々な地域事情について、よく材料を把握したいと思うが、それが読めるような定性的な勘案基準を書いた上で、そういったものが認められて市町村長が必要と認める場合については、ただし書きか何かで、求められている増員数についてしっかりと汲み取れるような形で第2の基準を書いていきたいと考えている。

(高橋部会長) 結局、市町村長が認めればというところを維持されるようなので、その中身は非常に重要だと思うが、事務局としっかり調整していただかないと困る。事務局、いかがか。

(近藤参事官) 同じ方向を向いていると思う。議論を深めるため、〇〇の場合は〇〇ヘクタールとか、中山間地とか、いろいろなパターンがあると思うが、具体の要件や数字などは抜けていても結構なので、イメージをお示しいただきたい。

(農林水産省) 改めて関係する委員会、地方公共団体にも意見を聞かなければいけないと思うので、ファクトファインディングの結果また変更があり得ること、また、様々な関係団体の意見なりも今後聞かなければいけないという段階であることを前提に、現在の案として、「〇人」とか「〇ヘクタール」という形でのお示しの仕方はできると思う。今日先生方にいただいた御指摘も踏まえながら、事務局と相談をさせていただきたい。

(高橋部会長) 事務局とよく調整いただきたい。

(磯部構成員) 参酌すべき基準ではなく従うべき基準とする一方で、市町村長が個別に認定できるとする規定は、あらゆる従うべき基準の中でも非常にユニークな基準となるのではないかという心配がある。原則こうだが中山間地域や過疎地域は例外とするならまだ分かるが、およそ市町村長が個別に認定できるというのは如何かと思う。他の先生方と同じ意見であるが、それを含めて検討いただきたい。

また、法律は定数について、土地の農業上の利用の効率化、高度化の状況、その他の事情を考慮するとしているところ、政令の基準は、現在農地面積のみに基づくものになっており、政令を改正するのであれば、今後の個別の土地の利用状況や地理的状況、農地の減少傾向など様々な事情を読み込めるようなものとしなければいけないと思うが如何か。



(農林水産省) 法律の委任に基づいて政令で基準をつくらなければならないことについては、全国農業会議所を通じたアンケートやパブリックコメントの中で今のような形に着地しているが、いずれにしても、とにかく現場の必要な活動について必要な人数を置きたいというお気持ちにしっかり応えられるように条文を書いていくということが第一義だと思う。先ほど申し上げたような市町村長が認めるというワードの、まさに先生がおっしゃったように、法律があるからといって政令で包括的に白紙委任というわけにもいかないと思うので、何らかの考え方は定性的なものであっても書かなければいけないと思う。それは事務局とよく相談させていただきたいと思うが、その中で、特段現場のニーズとして、先生がおっしゃったような今の面積基準以外にも何かあるのかどうかについては、今後、関係の農業委員会に聞かせていただく実態調査の中で汲み取ってまいりたい。

(高橋部会長) それでは、引き続き事務局とよく調整ください。

#### <通番 36：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲（経済産業省）>

(高橋部会長) 交付金の話は、担当者への聴き取りの際に出てきた意見かもしれないが、権限移譲をすれば、基本的には交付税措置の対象になるので、そこは経産省としては割り引いて考えていただきたい。

また、ある種まとまりとして、権限移譲できそうなまとまりがあるということで受け止めさせていただいたが、いかがか。

(経済産業省) これは議論があるところだと思うが、少なくとも権限移譲できる業務はあるだろうと思っている。できるだけまとめて移譲するほうが望ましいのではないかという思いは持っており、例えば、市境をまたいだ途端に今度はまた登録が県のほうに戻ってしまうというようなところの取扱いは、自治体同士の連携をしっかりとってもらうようなところでうまく解決できないのかなど、権限移譲をした場合に課題があると指摘が多いところについての論点を、引き続き産業構造審議会あるいは自治体の意見を聞きつつ、できるだけ全体として移譲する方向でいけないかということで検討したい。

(高橋部会長) そう言ってただけて非常にありがたい。

スケジュール感としてはいかがか。

(経済産業省) スケジュール感としては、昨年の閣議決定のとおり、令和2年度中に結論を得るということで、引き続き自治体への調査及び調整、また、産業構造審議会でも議論いただかないといけないので、昨年の閣議決定のスケジュールに沿って検討を進めるとともに、仮に一部にしろ全体にしろ移譲という形になった場合には、一定程度の移行期間が必要になると思っているので、そのような方向でさらに検討していきたい。

(高橋部会長) 一定程度の移行期間が必要という話だが、提案団体の支障としてバルクローリーの検査や事故対応で窓口が異なるという話があり、それは移行期間中も残る話なので、そこは必要な対応をしていただきたいと思っているが、いかがか。

(経済産業省) まず、自治体同士の連携をしっかりと取っていただくような形で改善できないかというところだと思っているが、どうしても制度的に支障があるような場合には、運用等で手当ができないのかというところは併せて検討できればと思っている。

(高橋部会長) そこも併せて検討いただきたい。

では、今日議論させていただいた方向でよく事務局とも調整の上、年末に向けて作業いただければと思う。引き続きよろしく願います。

#### <通番 38：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し（内閣官房）>

(内閣官房) 新型コロナウイルス感染症対策は、国も都道府県も初めての経験である。今後も、様々な場で全国知事会の代表者や、個別の知事との意見交換の機会を生かし、どのような対応が良いのか、様々な機会を通じ、引き続き地方公共団体とコミュニケーションを十分図りながら、新型コロナウイルス感染症対策の在り方を検討してまいりたい。

(内閣官房) 提案募集検討専門部会から、「国と地方の役割や責任の分担に関し、地方公共団体と十分コミュニケーションを図っていただきたい」という再検討の視点を頂戴している。憲法上の議論、例えば、営業の自由に関する議論等について整理し、地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、慎重に検討するこ

とが必要であると考えている。

また、全国知事会の代表者も構成員として参画している新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新型コロナウイルス感染症の問題について議論しており、引き続き、地方公共団体と十分コミュニケーションを図りながら、他の制度の運用も含め、どのようなことができるか検討して参りたい。

(高橋部会長) ただ今の御説明につきまして御意見、御質問等を頂戴したいが、いかがか。

政府において、地方公共団体とのコミュニケーションの在り方について、どのような体制でどのような検討を行っているのか。

(内閣官房) 新型コロナウイルス感染症対策は、現在進行形で対応をしている問題であり、また、先述したように初めての問題でもあるため、様々な機会を通じて全国知事会や個別の知事と意見交換をしている。新型コロナウイルス感染症対策分科会に全国知事会を代表する知事にも御参加いただき、また、全国知事会と西村大臣はこれまで計17回意見交換会を実施している。その度に、新型インフルエンザ等対策特別措置法にまつわる御要望をいただき、それに西村大臣がお答えし、極めて密接に様々な場面でコミュニケーションを図っており、それらがまさに検討に当たると考えている。

(高橋部会長) この新型コロナウイルス感染症対策分科会は、どの会議の分科会か。

(内閣官房) 資料2の82ページにある、「新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家助言組織について」という表題の資料で御説明しているとおり、新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に、令和2年7月3日に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置し、感染動向のモニタリング、今後のワクチン接種の在り方、今後の新型コロナウイルス感染症対策等について議論する場として毎週のように開催し、非常に幅広い議論を行っている。資料に記載しているとおり、全国知事会の代表者も構成員として参画している分科会である。

(高橋部会長) 新型コロナウイルス感染症対策分科会を運営する事務局は、どの省庁か。

(内閣官房) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が事務局であるが、厚生労働省が関係する事柄も多いため、厚生労働省にも御協力いただき、内閣官房が中心となって会議を運営し、厚生労働大臣と西村大臣の両名が会議に出席する形で運営している。

(高橋部会長) 現在、十分に地方公共団体と丁寧にコミュニケーションを図っているということだが、引き続き、十分に地方公共団体とコミュニケーションを図りながら新型コロナウイルス感染症への対応を行っていただきたいと考えるが、いかがか。

(内閣官房) 引き続き、十分にコミュニケーションを図って参りたい。全国知事会と西村大臣が合計17回意見交換会を行っている以外にも、テレビ会議等を通じて西村大臣は全国の知事と何日かに1回、感染状況も含めて意見交換をしている。その議論を通じ、現場で困っていることに関する話を吸い上げて、事務方において対策を検討している。新型インフルエンザ等対策特別措置法上、様々な措置を講じる主体は都道府県であるため、様々な形で地方公共団体とコミュニケーションを図りながら、対応を行っている。

(高橋部会長) 他はいかがか。

それでは、引き続き、分権提案の趣旨に従い、政府の御担当として対応していただきたい。閣議決定の文案等については、事務局と調整いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)